

議案第 17 号

みよし市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正について

みよし市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 3 月 2 日提出

みよし市長 小 山 祐

みよし市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

みよし市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成 27 年みよし市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（保育所における<u>保育料等</u>の徴収）</p> <p>第 3 条 1 及び 2 略</p> <p><u>3 市長は、市立保育所において特定乳児等通園支援を提供した際は、乳児等支援給付認定保護者から次条第 3 項の利用料を徴収する。</u></p> <p>（<u>保育料等</u>の額）</p> <p>第 4 条 1 及び 2 略</p> <p><u>3 特定乳児等通園支援事業の利用料（特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 95 号）第 12 条第 2 項に規定する乳児等支援給付認定保護者が負担する額をいう。以下「乳児等通園支援利用料」という。）は、当該乳児等支援給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市長が規則で定める額とする。</u></p> <p>（保育料等の減免）</p> <p>第 9 条 市長は、教育・保育給付認定保護者等が災害その他やむを得ない事情により第 3 条から第 7 条までに規定する保育料、<u>乳児等通園支援利用料</u>、延長保育利用料、休日保育の延長保育利用料又は一時的保育利用料（以下「保育料等」という。）を負担することができないと認めるときは、規則で定めるところにより、これを減額</p>	<p>（保育所における<u>保育料</u>の徴収）</p> <p>第 3 条 1 及び 2 略</p> <p>（<u>保育料</u>の額）</p> <p>第 4 条 1 及び 2 略</p> <p>（保育料等の減免）</p> <p>第 9 条 市長は、教育・保育給付認定保護者等が災害その他やむを得ない事情により第 3 条から第 7 条までに規定する保育料、延長保育利用料、休日保育の延長保育利用料又は一時的保育利用料（以下「保育料等」という。）を負担することができないと認めるときは、規則で定めるところにより、これを減額し、又は免除することが</p>

し、又は免除することができる。

できる。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### 説 明

この案を提出するのは、乳児等通園支援事業に係る利用料の徴収及び利用料の上限を定めるため必要があるからである。